

VI 区分記載請求書等の記載方法等

(課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問103 区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等の内容は、どの程度まで詳しく記載する必要がありますか。【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年9月30日までの仕入税額控除制度（請求書等保存方式）においても、保存すべき請求書等には課税資産の譲渡等の内容の記載が必要となっていました。

区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等には、

- ① 課税資産の譲渡等（軽減対象資産の譲渡等を除きます。）に係る資産又は役務の内容
- ② 当該課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨

が記載されていなければなりません（改正法附則34②）。

したがって、課税資産の譲渡等の内容については、その内容が軽減対象資産であるか、それ以外の資産であるかが明確になるよう、令和元年9月30日までの請求書等と同様に、基本的には、個別の商品名等の記載が行われている必要があります。

ただし、取引当事者間で当該資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等かどうかの判別が明らかである場合は、資産の内容等について商品コード等による表示も認められています（旧軽減通達18）。

(多数の商品登録が行えないレジにより発行するレシートに係る課税資産の譲渡等の内容の記載の程度)

問104 当店は、八百屋を営む免税事業者です。野菜のほか一部台所用品等の雑貨も販売しています。顧客は主に消費者ですが、近隣の飲食店等の事業者とも取引しています。

当店は、発行するレシートを区分記載請求書等保存方式に対応したものにしたいと考えていますが、当店のレジは、税率ごとの区分記載は可能なものの、多数の商品登録を行うことができません。

このため、資産の内容の記載について、個々の商品の名称でなく下記のように「野菜」等、当店が販売している商品の一般的総称で記載することを考えていますが、このようなレシートも区分記載請求書等保存方式の要件を満たす請求書等に該当しますか。【令和5年10月改訂】

八百〇		
東京都 . . .		
XX年11月1日		
領 収 書		
野菜※	1	¥108
野菜※	1	¥972
雑貨	1	¥330
合 計		¥1,410
	(10%対象	¥330)
	(8%対象	¥1,080)
お預り		¥1,500
お 釣		¥90
※印は軽減税率対象商品		

記載事項①

記載事項②

※ 枠囲みの事項が令和元年10月から追加された記載事項に該当します。

【答】

ご質問のような事情がある場合に交付される当該レシートは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として認められます。

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。）（改正法附則34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

なお、小売業等にあつては、④の記載事項は必要ありません（旧消法30⑨一）。

ところで、個人商店等をはじめ、中小の小売店等が利用しているレジには、多数の商品を登録できないものがありますが、このようなレジでは、個別の商品名等を登録することが事実上不可能です。このような場合には、その店舗が取り扱っている商品の一般的な総称（例えば、八百屋であれば「野菜」、精肉店であれば「肉」、又は一括して「食品」や「飲食料品」との記載）の記載であっても、取引された資産が、①課税資産の譲渡等に係るものであること、②軽減対象資産とそれ以外のものであることが、交付を受けた事業者において把握できる程度のものであれば、区分記載請求書等保存方式における請求書等の記載事項である「資産の内容」を満たすものとして取り扱われます。

ご質問のレシートは、小売業者が発行するもので、前述の①、②を含め、請求書等の記載事項である④から⑥の事項を満たしていますので、当該レシートの交付を受けた事業者における区分記載請求書等保存方式の請求書等に該当することとなります。

課税事業者である小売業者も、ご質問のようなレジを導入している場合には、同様に取り扱われます。

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができました（旧消法 30⑦、旧消令 49①一）。この際、帳簿には、令和元年9月30日までの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則 34②）。

※ 以下のレシートのように「部門01」などによる記載は、取引の内容が記載されていると言えませんので、一般的には記載事項を満たしていないこととなりますのでご注意ください。

該当しない例

〇〇精肉店		
東京都・・・		
XX年11月1日		
領 収 書		
部門01※	1	¥500
部門02※	1	¥980
部門03	1	¥1500
合 計		¥2,980
(10%対象)		¥1,500)
(8%対象)		¥1,480)
お預り		¥3,000
お 釣		¥20
※印は軽減税率対象商品		

(一定期間分の取引のまとめ記載)

問105 当店は、青果の卸売業を営んでいますが、日々の納品書において個々の販売商品の名称を記載して発行し、一定期間の取引をまとめて請求書等を作成しています。

この場合、区分記載請求書等に記載することとなる「軽減対象資産の譲渡等である旨」についても、個別の品名ごとに記載するのではなく、「11/1～11/30 野菜※(※は軽減対象資産の譲渡等)」のように一定期間分をまとめて記載してもよいですか。【令和5年10月改訂】

【答】

請求書等を課税期間の範囲内で一定期間分の取引についてまとめて作成する場合、その請求書等に記載すべき課税資産の譲渡等を行った年月日については、〇月〇日といった個々の日付でなくても、その一定期間を記載すればよいこととされています(旧消法30⑨一口)。

ただし、一定期間分の取引をまとめて作成した請求書等であっても、令和元年10月1日以降、区分記載請求書等保存方式においては、令和元年9月30日まで必要とされていた記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」についても記載する必要があります(改正法附則34②)。

また、例えば、同一の商品(一般的な総称による区分が同一となるもの)を一定期間に複数回購入しているような場合、その一定期間分の請求書等に一回ごとの取引の明細が記載又は添付されていなければなりません。請求書等に記載すべき「軽減対象資産の譲渡等である旨」については同一の商品をまとめて、記載しても差し支えありません。

したがって、ご質問の「11/1～11/30 野菜※」といったように、11月分の同一の商品をまとめた上で、「※」を記載するなどし、軽減対象資産であることを明らかにしている場合、請求書に取引の明細が添付されていれば「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載として認められることとなります。

(参考) 「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」の記載例

- ・ 青果店・・・野菜、果実、青果
- ・ 魚介類の卸売業者・・・魚類、乾物
- ・ 一般の事業者の文房具類の購入・・・文房具

(小規模小売事業者が交付する請求書等に係る記載事項)

問106 当店は、商店街において、主に消費者向けの鮮魚の小売を行っています。これまで、事業者との取引においても、3万円未満の少額な取引のみであり、顧客に交付する領収書に商品の詳細な内容を記載することを求められていませんでした。

軽減税率制度の実施に伴い、当店が交付する領収書の記載内容について、何か対応が必要でしょうか。【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。）（改正法附則34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ただし、3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができました（旧消法30⑦、旧消令49①一）。この際、帳簿には、令和元年9月30日までの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが要件となります（改正法附則34②）。

したがって、ご質問の場合、事業者との取引が3万円未満の少額な取引のみということですので、取引の相手方である事業者が、仕入税額控除を適用するためには、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様、請求書の保存の必要はありません。

しかしながら、取引先の経理処理の関係上、取引内容等について軽減対象資産の譲渡等か否か等の表示を求められることもあると考えられますので、このようなことも踏まえ、レジの改修やレシートへの手書き補完、又は別途領収書を個別に発行するなど、貴店の取引先との関係も踏まえ、対応についてご検討ください。

(レシートに係る記載内容)

問107 当店は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。これまでの請求書等保存方式における記載事項を満たす請求書等として、下記のようなレシートを取引先に交付していました。

当店は、これを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすレシートとして取引先に交付するには、どのような対応が必要でしょうか。【令和5年10月改訂】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	1 ￥10,800
業務用ギューク	1 ￥10,800
業務用清掃セット	1 ￥21,600
合 計	￥43,200
(内消費税等)	￥3,200)
お預り	￥50,000
お釣	￥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。）（改正法附則34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店は、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していましたので、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、令和元年9月30日までの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載することが必要となります。

(注) 1 レシート(領収書等)についても請求書等に含まれます。

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用キューティン	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
(内消費税等)	¥3,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

記載事項① (業務用コーラ, 業務用キューティン, お釣)

記載事項② ((10%対象), (8%対象), (内消費税等), ※印は軽減税率対象商品)

2 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができました(旧消法30⑦、旧消令49①一)。この際、帳簿には、令和元年9月30日までの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(税抜対価の額と消費税額を記載する場合)

問108 区分記載請求書等保存方式において、記載事項である「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」について、「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)」に加えこれに係る消費税額等を記載することとしていますが、記載事項の要件を満たしますか。【平成30年11月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、令和元年9月30日までの請求書等保存方式における請求書等において必要とされている記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理するために必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」が追加されました(改正法附則34②)。

「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)」については、ご質問のように、

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税抜価格)

- ・ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税抜価格）に係る消費税額等のいずれも記載があれば、記載事項としての要件を満たします。

【記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	税抜金額
11/1	小麦粉 ※	5,000円
11/1	牛肉 ※	10,000円
11/2	キッチンペーパー	2,000円
⋮	⋮	⋮
合計		120,000円
合計	税抜金額	消費税額
10%対象	80,000円	8,000円
8%対象	40,000円	3,200円
※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

(参考) 仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で、相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当します（旧消法 30⑨二）。

仕入明細書の記載事項についても、「軽減対象課税仕入れである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税込価格）」が追加されましたが、「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額（税抜価格）」については、税率ごとに区分した仕入金額の税抜きの合計額及び税率ごとに区分した消費税額等を記載することとして差し支えありません（改正法附則 34②）。

(区分記載請求書と適格請求書との記載事項の関係)

問109 当社は、発行するレシートについて、令和5年10月の適格請求書等保存方式における適格請求書への対応まで見込んだレジシステムの改修を行いたいと考えています。

この場合、適格請求書を発行できるレジシステムに改修すれば、区分記載請求書等保存方式における区分記載請求書等として認められるレシートを発行できるのでしょうか。

【令和5年10月改訂】

【答】

区分記載請求書等の記載事項と適格請求書等の記載事項は、それぞれ次のとおりとなっており、適格請求書等として必要な事項が記載されていれば、区分記載請求書等として必要な記載事項は満たされることとなります。

したがって、適格請求書等の発行に対応したレジシステムへの改修を行い、適格請求書等の発行が可能となれば、区分記載請求書等として認められるレシートの発行も可能となります。

なお、適格請求書等には、登録番号の記載が必要となります。

(注) 区分記載請求書等の記載事項のうち、税率ごとに区分して合計した税込価格については、適格請求書等の記載事項である税率ごとに区分した税抜価格の合計額及び消費税額等を記載することとして差し支えありません。

○ 区分記載請求書等と適格請求書等の記載事項の比較 (改正法附則 34②、消法 57 の 4 ①)

区分記載請求書等 ^{※1} (令和元年10月～令和5年9月)	適格請求書等 ^{※2} (令和5年10月～)
<p>① 区分記載請求書等発行者の氏名又は名称</p> <p>② 課税資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容 (当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨)</p> <p>④ 税率ごとに区分して合計した税込価格</p> <p>⑤ 区分記載請求書等の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> <p>※1 区分記載請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、⑤の記載を省略することができる (旧消法 30⑨一)。</p>	<p>① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号</p> <p>② 課税資産の譲渡等を行った年月日</p> <p>③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の提供の内容 (当該課税資産の譲渡等が軽減税率の対象となるものであれば、その内容及び軽減税率の対象である旨)</p> <p>④ 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額及び適用税率</p> <p>⑤ 消費税額等</p> <p>⑥ 適格請求書の交付を受ける事業者の氏名又は名称</p> <p>※2 適格請求書等保存方式においては、小売業等の一定の事業に係るものである場合には、適格請求書に代えて以下の記載のある請求書等 (適格簡易請求書) を交付することができる (消法 57 の 4 ②)。</p> <p>① 適格請求書等の記載事項①～③の事項</p> <p>② 税率ごとに区分した税抜価格又は税込価格の合計額</p> <p>③ 消費税額等又は適用税率</p>

(主に事業者との取引を行う事業者が交付する請求書に係る記載事項)

問110 当社は、事業者に対して青果及び日用雑貨の卸売を行っています。これまでの請求書等保存方式における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付していました。

当社が、これを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものとして取引先に交付するには、どのような対応が必要でしょうか。【令和5年10月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 125,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		125,600円
△△商事(株)		

資産の譲渡等の内容 →

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。）（改正法附則34②）。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込価格）
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴社は、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していましたので、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、令和元年9月30日までの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要となります。

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※軽減税率対象		△△商事(株)

記載事項① (指し示: 米 ※, 牛肉 ※)

記載事項② (指し示: 10%対象, 8%対象)

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができました(旧消法30⑦、旧消令49①一)。この際、帳簿には、令和元年9月30日までの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(参考) 「仕入先から受け取った請求書等に『軽減対象資産の譲渡等である旨』等の記載がなかった場合の追記」については、【制度概要編】問14をご参照ください。

(免税事業者が発行する請求書に係る記載事項)

問111 当店は、消費税の免税事業者です。これまで請求書等保存方式における請求書等として、下記の請求書を取引先に交付していました。

当店が、これを区分記載請求書等保存方式における記載事項を満たす請求書等として取引先に交付するには、どのような対応が必要でしょうか。【令和5年10月改訂】

〇〇商店	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領 収 書	
業務用コーラ	1 ¥10,800
業務用ギューク	1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥21,600
合 計	¥43,200
お預り	¥50,000
お 釣	¥6,800

資産の譲渡等の内容 →

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です（令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。（改正法附則34②））。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

したがって、貴店は、これまで請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものを取引先に交付していましたので、令和元年10月からは、軽減対象資産の譲渡等を行った場合には、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、令和元年9月30日までの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を追加で記載することが必要となります（改正法附則34②）。

なお、免税事業者は、取引に課される消費税がないことから、請求書等に「消費税額」等を表示して別途消費税相当額等を受け取るといったことは消費税の仕組み上、予定されていません。

〇〇商店	
東京都 . . .	
XX年11月1日	
領収書	
業務用コーラ	※ 1 ¥10,800
業務用ギューザ	※ 1 ¥10,800
業務用清掃セット	1 ¥22,000
合計	¥43,600
(10%対象)	¥22,000
(8%対象)	¥21,600
お預り	¥50,000
お釣	¥6,400
※印は軽減税率対象商品	

(注) 3万円未満の取引に係る仕入税額控除については、区分記載請求書等保存方式の下でも、従前同様に請求書等の保存がなくても、法令に規定する事項が記載された帳簿の保存のみで適用することができました(旧消法30⑦、旧消令49①一)。この際、帳簿には、令和元年9月30日までの記載事項に加え、「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を記載することが必要となります(改正法附則34②)。

(商品の全てが軽減税率の適用対象である場合)

問112 請求書等に記載されている商品が全て飲食料品などの軽減税率の適用対象となる場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載がされている必要がありますか。【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含まれます。)には、令和元年9月30日までの請求書等保存方式における請求書等において必要とされていた記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されました(改正法附則34②)。

ご質問のように、当該請求書等に記載されている商品等の全てが軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合は、例えば、請求書等に「全商品が軽減税率対象」などと記載し、請求書等に記載されている商品等の全てが「軽減対象資産の譲渡等である旨」が明らかにされている必要があります。

この点については、請求書等を発行する事業者の方々もご留意いただく必要があります。

(軽減税率の適用対象となる商品がない場合)

問113 当社は、日用雑貨の卸売を行う事業者です。当社では、軽減税率の適用対象となる商品の販売がありません。これまで、請求書等保存方式における記載事項を満たす請求書等として、下記のような請求書を取引先に交付していました。

軽減税率制度の実施に伴い、当社が交付する請求書の記載内容について、どのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】【令和5年10月改訂】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月30日
11月分 86,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	コップ	5,400円
11/3	花瓶	4,320円
⋮	⋮	⋮
合計		86,400円
△△商事(株)		

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、令和元年9月30日までの請求書等保存方式における請求書等において必要とされていた記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な記載事項として「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されました(改正法附則34②)。

ご質問のように、販売する商品が軽減税率の適用対象とならないもののみであれば、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載は不要ですし、令和元年9月30日までと同様に課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)の記載があれば、結果として「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとなります。

したがって、貴社が発行する請求書の記載事項に変更はありません。

(税率ごとに分けて交付する請求書)

問114 当店は、令和元年9月まで発行していた請求書を区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たすものにしたいと考えています。この場合、軽減税率の適用対象となる食料品と標準税率の適用対象となる日用品をまとめて販売する際に、異なる税率の商品を同一の請求書に記載するのではなく、税率ごとの請求書を交付してよいですか。【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等(領収書も含みます。)には、令和元年9月30日までの請求書等保存方式における請求書等において必要とされていた記載事項に加えて、各取引について税率ごとに区分して経理することに必要な「軽減対象資産の譲渡等である旨」及び「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が追加されました(改正法附則34②)。

したがって、ご質問のように税率ごとに請求書を分けて、交付することは差し支えありませんが、この場合であっても、仕入税額控除の要件を満たすためには、軽減税率の対象となる商品に係る請求書には、「軽減対象資産の譲渡等である旨」の記載が必要となります。

【税率ごとに区分記載請求書等を分けて交付する場合の記載例】

○ 軽減税率適用対象分

○ 軽減税率適用対象分以外

請求書		
(軽減税率対象)		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 43,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	米	5,400円
11/1	牛肉	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		43,200円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 88,000円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		88,000円
△△商事(株)		

(相手方の確認を受けた仕入明細書等)

問115 当店は、食料品及び日用雑貨の小売りをを行っています。これまで、仕入先への代金の支払いに当たり、下記のように請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書を作成し、仕入先の確認を受け、保存していました。

当店が、これを区分記載請求書等保存方式における請求書等としての記載事項を満たす仕入明細書として作成し、保存するにはどのような対応が必要でしょうか。【平成30年1月追加】【令和5年10月改訂】

仕入明細書		
㈱〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分	125,600円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	いちご	5,400円
11/2	牛肉	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,160円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		125,600円

【答】

令和元年9月30日までの請求書等保存方式においても、仕入側が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で相手方の確認を受けたものについては、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等に該当することとされてきました(旧消法30⑨二)。

これは、区分記載請求書等保存方式の下でも同様ですが、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(令和元年9月30日までの仕入明細書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。)(改正法附則34②)。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ③ 課税仕入れを行った年月日
- ④ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容

(課税仕入れが他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨)

- ⑤ 税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額(税込価格)

したがって、令和元年10月からは、区分記載請求書等保存方式における請求書等として、令和元年9月30日までの記載事項に加え、次のように「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」及び「税率ごとに合計した課税仕入れに係る支払対価の額」を追加で記載した上で、相手方の確認を受けたものを保存しておく必要があります。

仕入明細書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
		△△商店
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	いちご ※	5,400円
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
支払金額合計(税込み)		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円
※印は軽減税率対象商品		

(旧税率対象が混在する請求書)

問116 当店は、飲食料品及び関連商品の卸売業を営んでおり、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。請求締め日が月中であることから、令和元年10月分の請求書(9/16~10/15)には、令和元年9月30日までの旧税率8%と令和元年10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、区分記載請求書等としての記載要件を満たすためには、どのような記載が必要となりますか。【平成29年1月追加】【令和5年10月改訂】

【答】

令和元年10月からの区分記載請求書等保存方式において、仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等には、以下の事項が記載されていることが必要です(令和元年9月30日までの請求書等の記載事項に加え、下線部分が追加されました。(改正法附則34②))。

- ① 書類の作成者の氏名又は名称
- ② 課税資産の譲渡等を行った年月日
- ③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
(課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨)
- ④ 税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額(税込価格)
- ⑤ 書類の交付を受ける当該事業者の氏名又は名称

ところで、令和元年9月までの取引に適用される税率8%(以下「旧税率」といいます。)は、消費税率6.3%と地方消費税率1.7%の合計であり、他方、令和元年10月からの取引に

適用される軽減税率8%は、消費税率6.24%と地方消費税率1.76%の合計ですので、旧税率8%と軽減税率8%では、その内訳が異なります。

このため、貴店の令和元年10月分の請求書の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引とが混在するときは、上記㊸（税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額）の記載に当たり、標準税率10%と軽減税率8%を税率ごとに合計するだけでなく、旧税率8%の対象商品についても、例えば、次の記載例のように、当該商品を区分して合計する必要があります。

【同一請求書内で、令和元年9月30日までの取引と令和元年10月1日からの取引を区分して発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
10月分 141,600円(税込) (9/16~10/15)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
①	9月分 小計	32,400円
10/1	② 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	② 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
③	10月分 小計	10%対象 66,000円
		8%対象 43,200円
合計		141,600円
④	※印は軽減税率対象商品	
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる令和元年9月30日までの取引については、課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）の合計額を記載
- ② 令和元年10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ③ 令和元年10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ④ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

【令和元年9月30日までの取引に係る請求書と令和元年10月1日からの取引に係る請求書を分けて発行する場合の記載例】

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
① 9月分 32,400円(税込) (9/16~9/30)		
日付	品名	金額
9/16	豚肉	4,320円
9/17	割り箸	3,240円
9/17	しょうゆ	2,160円
⋮	⋮	⋮
合計		32,400円
△△商事(株)		

請求書		
(株)〇〇御中		2019年10月31日
② 10月分 109,200円(税込) (10/1~10/15)		
日付	品名	金額
10/1	③ 小麦粉 ※	5,400円
10/1	キッチンペーパー	2,200円
10/2	③ 牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		109,200円
④ 10%対象		66,000円
8%対象		43,200円
⑤ ※印は軽減税率対象商品		
△△商事(株)		

- ① 旧税率の適用対象となる令和元年9月30日までの取引に係る請求書を発行
- ② 新税率の適用対象となる令和元年10月1日からの取引に係る請求書を発行
- ③ 令和元年10月1日からの取引については、軽減税率対象品目には「※」などを記載
- ④ 令和元年10月1日からの取引については、税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）を記載
- ⑤ 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(年間契約の区分記載請求書)

問117 当社では、サーバー保守サービスを行っており、保守サービスの契約期間を1年間とする保守契約を締結するとともに、一括して1年間の保守料金を前受けしています。

なお、この保守契約は、月額〇〇円として料金を定めており、中途解約があった場合には、未経過期間分の保守料金を返還することとしています。

平成31年4月に1年分の請求書を交付することとなりますが、留意点はありますか。

【令和元年7月追加】【令和2年9月改訂】

【答】

令和元年10月以降、軽減税率制度の実施に伴い、令和元年9月30日までの請求書に一定の記載事項が追加された区分記載請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりました。

この区分記載請求書等には、「税率ごとに区分して合計した税込価格」の記載が必要となりますが、例えば、ご質問のように年間契約の対価に係る請求書等においては、令和元年10月以降、軽減税率の適用対象とならない取引であったとしても、令和元年9月までの取引と税率が異なることから、取引の相手方が仕入税額控除を行うための請求書等の記載事項を満たすためには、令和元年9月までの対価の額と令和元年10月以降の対価の額を区分して記載する必要があります。

(参考) 請求書に「税率ごとに区分して合計した税込価格」の記載がない場合、その請求書の交付を受けた事業者において、その取引の事実に基づいて「追記」し、これを保存することで仕入税額控除を行うことが認められています。詳しくは、【制度概要編】問14をご参照ください。

平成31年
(2019年)
4月

9月 | 10月

令和2年
(2020年)
3月

旧税率 (8%)	新税率 (10%)
----------	-----------

請求書			
(株)〇〇御中		2019年4月〇日	
ご請求金額 1,308,000円 (税込み)		△△(株)	
2019年4月から2020年3月分 サーバー保守料として			
件名	期間	単価	金額
サーバー保守	2019.4.1 ~ 2020.3.31	100,000	1,200,000
小計			1,200,000
消費税			108,000
合計			4~9月 648,000 10~3月 660,000
※ 消費税は9月までは旧税率8%、10月以降は新税率10%にて計算しています。			

・ 9月までの対価の額と
・ 10月以降の対価の額を
区分する必要があります。

(一括値引がある場合のレシートの記載)

問118 当社は、小売業（スーパーマーケット）を営む事業者です。当社では、飲食料品と飲食料品以外のものを同時に販売した際に、合計金額（税込み）から1,000円の値引きができる割引券を発行しています。

令和元年10月以降、顧客が割引券を使用し、値引きを行った場合、当社が発行するレシートには、どのような記載が必要となりますか。【令和5年10月改訂】

【答】

飲食料品と飲食料品以外の資産を同時に譲渡し、割引券等の利用により、その合計額から一括して値引きを行う場合、税率ごとに区分した値引き後の課税資産の譲渡等の対価の額に対してそれぞれ消費税が課されることとなります。

そのため、レシート等における「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」は、値引き後のものを明らかにする必要があります。

なお、税率ごとに区分された値引き前の課税資産の譲渡等の対価の額と税率ごとに区分された値引額がレシート等において明らかとなっている場合は、これらにより値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額が確認できるため、このような場合であっても、値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」が明らかにされているものとして取り扱われます。

ご質問の場合、レシートの記載方法としては次のようなものがあります。

(参考)

顧客が割引券等を利用したことにより、同時に行った資産の譲渡等を対象として一括して対価の額の値引きが行われており、その資産の譲渡等に係る適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が明らかでないときは、割引券等による値引額をその資産の譲渡等に係る価額の比率によりあん分し、適用税率ごとの値引額及び値引き後の対価の額を区分することとされています。

当該資産の譲渡等に際して顧客へ交付する領収書等の書類により適用税率ごとの値引額又は値引き後の対価の額が確認できるときは、当該資産の譲渡等に係る値引額又は値引き後の対価の額が、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当することとされています（旧軽減通達15）（問93《食品と酒類のセット販売時の一括値引》参照）。

したがって、例えば、軽減税率の適用対象とならない課税資産の譲渡等の対価の額からのみ値引きしたとしても、値引額又は値引き後の対価の額が領収書等の書類により確認できるときは、適用税率ごとに合理的に区分されているものに該当します。

(例) 雑貨 3,300 円 (税込み)、牛肉 2,160 円 (税込み) を販売した場合

【値引き後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
割引	¥1,000
合計	¥4,460
①	(10%対象 ¥2,696) (8%対象 ¥1,764)
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き後の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

また、値引き後の対価の額は次のとおり計算しています。

$$10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696$$

$$8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764$$

【値引き前の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」と税率ごとの値引額を記載する方法】

スーパー〇〇	
東京都・・・	
XX年11月1日	
領収書	
牛肉 ※	¥2,160
雑貨	¥3,300
小計	¥5,460
①	(10%対象 ¥3,300) (8%対象 ¥2,160)
割引	¥1,000
②	(10%対象 ¥604) (8%対象 ¥396)
合計	¥4,460
※印は軽減税率対象商品	

① 値引き前の税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額 (税込み)

② 税率ごとの値引額

(注) 値引額は以下のとおり、資産の価額の比率であん分し、税率ごとに区分しています。

$$10\% \text{対象} : 1,000 \times 3,300 / 5,460 \doteq 604$$

$$8\% \text{対象} : 1,000 \times 2,160 / 5,460 \doteq 396$$

※ ①及び②の記載がそれぞれある場合、値引後の「税率ごとに合計した課税資産の譲渡等の対価の額」の記載があるものとして取り扱われます。

$$\left(\begin{array}{l} 10\% \text{対象} : 3,300 - 604 = 2,696 \\ 8\% \text{対象} : 2,160 - 396 = 1,764 \end{array} \right)$$

(売上げに係る対価の返還等がある場合の請求書の記載)

問119 当社は、事業者に対して食料品及び日用雑貨の卸売を行っています。取引先と販売奨励金に係る契約を締結しており、一定の商品を対象として、取引高に応じて、取引先に販売奨励金を支払うこととしています。

また、販売奨励金の精算に当たっては、当月分の請求書において、当月分の請求金額から前月分の販売奨励金の金額を控除する形式で行っています。

販売奨励金の対象となる商品に飲食料品とそれ以外の資産が含まれている場合、区分記載請求書等保存方式における請求書等としては、当該販売奨励金の額を税率ごとに区分して記載する必要があるのでしょうか。【令和5年10月改訂】

【答】

ご質問の販売奨励金は、貴社の売上げに係る対価の返還等に該当し、取引先の仕入れに係る対価の返還等に該当します。

売上げに係る対価の返還等を行った事業者については、その売上げに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税資産の譲渡等の内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則34②、改正令附則8①）。

また、仕入れに係る対価の返還等を受けた事業者については、その仕入れに係る対価の返還等の対象となった取引の事実に基づいて、適用される税率を判断することとなり、その金額が合理的に区分されていないときは、その対象となった課税仕入れの内容に応じて税率ごとにあん分し、区分することとなります（改正法附則34②、改正令附則7）。

こうした売上げに係る対価の返還等を行った場合や仕入れに係る対価の返還等を受けた場合、一定の事項が記載された請求書等の保存は求められていませんが、次の事項等を記載した帳簿を保存する必要があります（旧消法38②、58、旧消令58、71、改正令附則8②、旧消規27、改正省令附則11）。

① 売上げに係る対価の返還等

- ・ 売上げに係る対価の返還等に係る課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及びその旨
- ・ 税率ごとに区分した売上げに係る対価の返還等をした金額

② 仕入れに係る対価の返還等

- ・ 仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及びその旨

したがって、貴社及び取引先は、それぞれ、上記①又は②の事項を帳簿に記載し、税率ごとに区分した販売奨励金に係る消費税額を計算する必要があります。

このようなことを踏まえ、請求書等の記載についての対応をご検討ください。

(参考) 税率ごとの販売奨励金の記載例

請求書		
(株)〇〇御中		
		XX年11月30日
109,400円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※	10,800円
⋮	⋮	⋮
小計		131,200円
①	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円
販売奨励金(10月分)		△21,800円
②	10%対象	△11,000円
	8%対象	△10,800円
合計		109,400円

※印は軽減税率対象商品 (株)〇〇物産

① 税率ごとに合計した課税資産の譲渡の等の対価の額(税込み)を記載

② 税率ごとの販売奨励金の額を記載

(「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の帳簿への記載方法)

問120 区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿に記載する「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」は、どのように記載したらよいですか。【平成 29 年 1 月追加】

【答】

区分記載請求書等保存方式において保存が必要となる帳簿への「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載については、軽減対象資産の譲渡等であることが客観的に明らかであるといえる程度の表示がされていればよく、個々の取引ごとに「10%」や「8%」の税率が記載されている場合のほか、例えば、軽減税率の適用対象となる取引に、「※」や「☆」といった記号・番号等を表示し、かつ、これらの記号・番号等が「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」を別途「※(☆)は軽減対象」などと表示する場合も「軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨」の記載として認められることとなります。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例①（取引ごとの請求書）】

請求書		
株〇〇御中		XX年11月1日
7,600円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
合計		7,600円
10%対象		2,200円
8%対象		5,400円
※は軽減税率対象品目		
△△商事(株)		

請求書		
株〇〇御中		XX年11月2日
13,530円(税込)		
日付	品名	金額
11/2	牛肉 ※	10,800円
11/2	しょうゆ※	1,080円
11/2	割り箸	550円
11/2	ティッシュ	1,100円
合計		13,530円
10%対象		1,650円
8%対象		11,880円
※は軽減税率対象品目		
(株)〇〇物産		

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理
XX年	摘要	借方	
月	日		
11	1	△△商事(株) 雑貨	2,200
11	1	△△商事(株) ※食料品 ①	5,400
11	2	株〇〇物産 雑貨	1,650
11	2	株〇〇物産 ※食料品 ①	11,880
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

(参考) 帳簿への資産の内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど、申告時に請求書等を個々に確認することなく帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

【記号・番号等を使用した場合の帳簿の記載例②（一定期間分の取引をまとめた請求書）】

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分	131,200円(税込)	
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※	5,400円
11/1	牛肉 ※	10,800円
11/2	キッチンペーパー	2,200円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
10%対象		88,000円
8%対象		43,200円

※は軽減税率対象品目
(株)〇〇物産

総勘定元帳		(仕入)	(注) 税込経理
XX年		摘要	借方
月	日		
11	30	(株)〇〇物産 雑貨(11月分)	88,000
11	30	(株)〇〇物産 ※食料品(11月分) ①	43,200
⋮	⋮	⋮	⋮
			② (※:軽減税率対象品目)

① 軽減税率対象品目には「※」などを記載

② 「※」が軽減税率対象品目であることを示すことを記載

(注) この他、帳簿に税率区分欄を設けて、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。